

< 高額療養費制度 >

高額医療費制度とは
医療機関や薬局の窓口で支払った額(この額に入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。)が
暦月(月の初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

1. 70歳未満の方の自己負担限度額 * 70歳未満は、ひとつの医療機関、入院・外来別、 医科・歯科別で計算します。

所得区分 健保:標準報酬月額 国保:年間所得 *1	区分	自己負担限度額(世帯単位)	多数回該当 *2
健保:83万円以上 国保:901万円超	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
健保:53万~83万円未満 国保:600万円超~ 901万円以下の方	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
健保:28万~53万円未満 国保:210万円超~ 600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
健保:28万円未満 国保:210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税	オ	35,400円	24,600円
世帯合算基準額 *3		21,000円	

2. 70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分(年収)	自己負担限度額		多数回該当 *2
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位)	
現役並みⅢ (1,160万円~)	3割	252,600+(医療費-842,000)×1%	140,100円
現役並みⅡ (約770~1,160万円)		167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
現役並みⅠ (約370~770万円)		80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	1割	18,000円 *5 (年間上限144,000円)	57,600円
	2割 *4		
住民税非課税世帯Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
	2割 *4		
住民税非課税世帯Ⅰ	1割		15,000円
	2割 *4		
世帯合算標準額 *3		合算基準はありません	

*1 標準報酬月額 : 基本給・諸手当(残業・通勤手当等)、年4回以上給付の賞与などの報酬を月平均した金額
年間所得 : 前年の国保加入者の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金等の合計からの基礎控除(33万円)を控除した額

*2 多数回該当 : 過去12ヵ月間に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

*3 世帯合算 : お一人の一回分の窓口負担では、高額療養費の支給対象とはならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限ります。)の受診について、窓口でそれぞれお支払になった自己負担額を1ヶ月(暦月)単位で合算することができます。その合算が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。
*ただし、70歳未満の方のは、21,000円以上の自己負担のみ合算されます。

*4 70~74歳の方 : 平成26年4月2日以降に70歳になる方から段階的に2割となります。(平成30年度に2割へ完全移行)

*5 年間上限額 : 外来のみ年間(8月~翌年7月)の上限額は14万4千円となります。(70歳以上の方のみ)

入院や高額な外来診療を受ける時は

「**限度額適用認定証**」

「**限度額適用認定・標準負担額減額認定証**」

の申請をしましょう

* 申請が必要な方

70歳未満の方	全員
70歳以上の方	現役並み所得(窓口負担3割)区分Ⅰ・Ⅱ 住民税非課税世帯

* 申請先(例)：加入している医療保険者は保険証で確認できます。

都道府県国民健康保険	市町村役場
後期高齢者医療保険	市町村役場
全国健康保険協会	全国健康保険協会都道府県支部
健康保険組合	健康保険組合

* 申請に必要なもの

認定証	保険証、印鑑
還付	保険証、印鑑、医療費の領収書、通帳(被保険者名義)

* 保険者(保険証の発行元)によってはマイナンバーの確認が必要な場合があります。保険者へご確認ください。

例：区分「ウ」または「現役並み所得Ⅰ」の方

①医療費(保険分10割)100万円で自己負担金(3割)が30万円の場合

自己負担限度額 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 0.01 = 87,430円$
高額療養費 $300,000円 - 87,430円 = 212,570円$

②医療費(保険分10割)200万円で自己負担金(3割)が60万円の場合

自己負担限度額 $80,100円 + (2,000,000円 - 267,000円) \times 0.01 = 97,430円$
高額療養費 $600,000円 - 97,430円 = 502,570円$

* 複雑な制度ですのでご不明な点がございましたら
お気軽に医療連携部までお越しく下さい